

**【沖縄県八重山事務所】
液化石油ガス関係業務一覧表**

販売事業関連

1	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)第3条第1項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業を登録すること。
2	液化石油ガス法第3条の2第1項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者登録簿に登録すること。
3	液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求に応じること。
4	液化石油ガス法第6条の規定に基づき、登録行政庁の変更の場合における届出を受理すること。
5	液化石油ガス法第8条の規定に基づき、販売所等の変更の届出を受理すること。
6	液化石油ガス法第10条第3項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出を受理すること。
7	液化石油ガス法第23条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業の廃止の届出を受理すること。
8	液化石油ガス法第36条第1項の規定に基づき、販売事業者の貯蔵施設又は特定供給設備ごとに許可すること。

業務主任者選解任関連

1	液化石油ガス法第19条第2項の規定に基づき、業務主任者の選任及び解任の届出を受理すること。
2	液化石油ガス法第21条第2項の規定に基づき、業務主任者の代理者の選任及び解任の届出を受理すること。

設備変更関連

1	液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づき、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更を許可すること又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更を許可すること。
2	液化石油ガス法第37条の2第2項の規定に基づき、軽微な変更の届出を受理すること。

完成検査関連

1	液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づき、貯蔵施設の設置若しくはその位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の設置若しくはその位置、構造設備若しくは装置の変更の完成検査を行うこと。
2	液化石油ガス法第37条の3第1項ただし書の規定に基づき、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、経済産業省令で定める技術上の基準に適合している旨の届出を受理すること。

設備工事関連

1	液化石油ガス法第38条の3の規定に基づき、学校、病院等の液化石油ガス設備工事の届出を受理すること。
---	---

設備工事事業関連

1	液化石油ガス法第38条の10第1項又は第2項の規定に基づき、特定液化石油ガス設備工事事業の開始又は変更若しくは廃止の届出を受理すること。
---	--